

提案地方公共団体 提出資料

通番	ヒアリング事項	資料提出団体	ページ
8	児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化	熊本市	1
17	障害者総合支援法に基づく居住地特例対象施設の拡大	埼玉県	10
38	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する見直し	兵庫県	19
		鳥取県	31
15	国民健康保険における高額療養費支給申請手続の簡素化	砥部町	33
37	法律等に基づく計画策定に係る義務付け(実質的な義務付けを含む)の見直し	福島県	42
20	農用地区域からの除外に係る8年要件の起算点の見直し	福岡県	53
39	地方公務員に対する1か月を超え1年以内の期間を対象とする変形労働時間制の適用	寝屋川市	61

令和2年 地方分権改革提案

児童発達支援等の無償化の対象となる場合の障害児通所給付決定における手続の簡素化

令和2年(2020年)7月 熊本市



提案内容

令和元年（2019年）10月1日から、3歳から5歳までの障害のある子どもを対象に児童発達支援等（1）の利用者負担が無償化となった。

しかし、無償化対象児童であっても、これまで同様に、所得区分に応じた負担上限月額や多子軽減の認定が必要とされており、利用者には申請に伴う負担をかけてしまい、業務効率化も図ることができない状況である。

無償化対象児童は、利用者負担がゼロであり、この他の認定が必要とは考えにくいことから、**所得区分に応じた負担上限月額や多子軽減の認定及び受給者証への記載を省略**することを提案します。

【現行運用の根拠】

事務処理要領（令和元年7月1日）において、「無償化対象児童の場合、無償化後の負担上限月額を記載するのではなく、所得区分に応じた負担上限月額を記載したうえで、特記事項欄に無償化対象児童であることを記載する」とされている。また令和元年8月29日発出版の無償化に関するFAQ 21により、無償化対象児童についても多子軽減対象者は記載が必要とされている。

本市における令和2年6月現在の無償化対象児童は**1,008人**であり、そのうち負担上限月額認定対象者は**1,008人**（全ての児童）、多子軽減対象者は**151人**。

1 児童発達支援等とは、児童発達支援、福祉型・医療型障害児入所施設、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援

障害児に係る所得区分に応じた負担上限月額額の認定

通常、利用者負担は100分の10の額だが、税情報を基に利用者負担の上限月額額の判定を行う。負担上限月額額は所得に応じて0円、4,600円、37,200円のいずれかが認定される。

所得区分	負担上限月額
生活保護	0円
低所得1（非課税で収入が80万円以下）	0円
低所得2（非課税で収入が80万円超え）	
一般1（市町村民税所得割28万円未満）	4,600円
一般2（市町村民税所得割28万円以上）	37,200円

多子軽減制度

【軽減の対象となる要件など】

この制度の対象となると利用者負担が 通常、利用者負担は100分の10の額
第2子の場合 : 障害児通所支援に係る費用の100分の5の額
第3子以降場合: 無償 となる

【市民税所得割合算額が77,101円未満の世帯の場合】

就学前の障害児通所支援利用児童のうち、通所給付決定保護者と生計を一にする兄弟の中で第2子以降の障害児

多子軽減カウント例

9歳(小学生)	第1子	
5歳(児童発達支援)	第2子	利用者負担割合5/100
3歳(児童発達支援)	第3子	利用者負担なし

年齢に関係なく同一世帯における兄弟すべての人数をもとにカウントを行う。

【市民税所得割合算額が77,101円以上の世帯の場合】

就学前の障害児通所支援利用児童のうち、通所給付決定保護者と生計を一にする兄又は姉が、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、情緒障害児短期治療施設認定こども園、のいずれかを利用する若しくは、障害児通所支援を利用する小学校就学の時期に達するまでの障害児である者

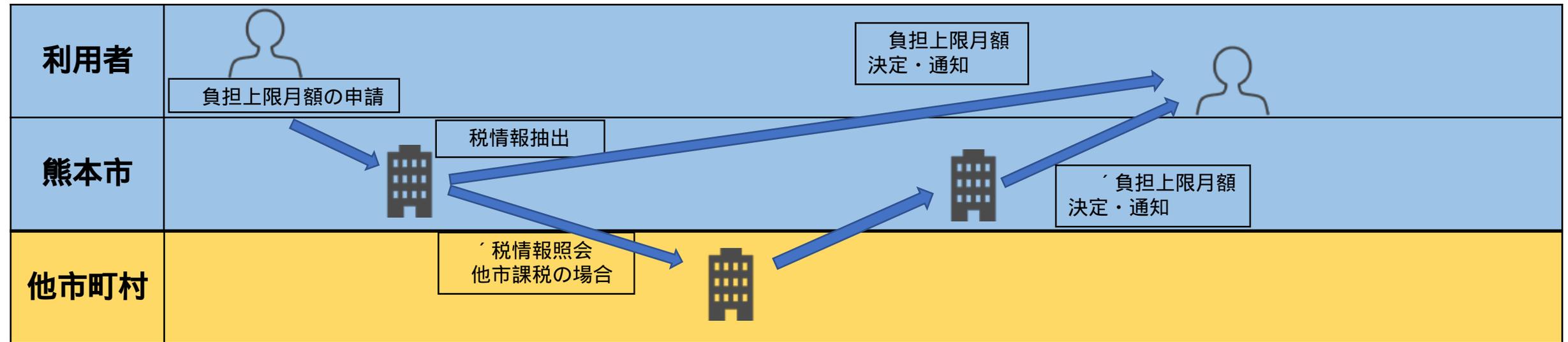
多子軽減カウント例

9歳(小学生)	カウントしない	
5歳(児童発達支援)	第1子	利用者負担割合10/100
3歳(児童発達支援)	第2子	利用者負担割合5/100

就学前児童のみにより対象となる子のカウントを行う。

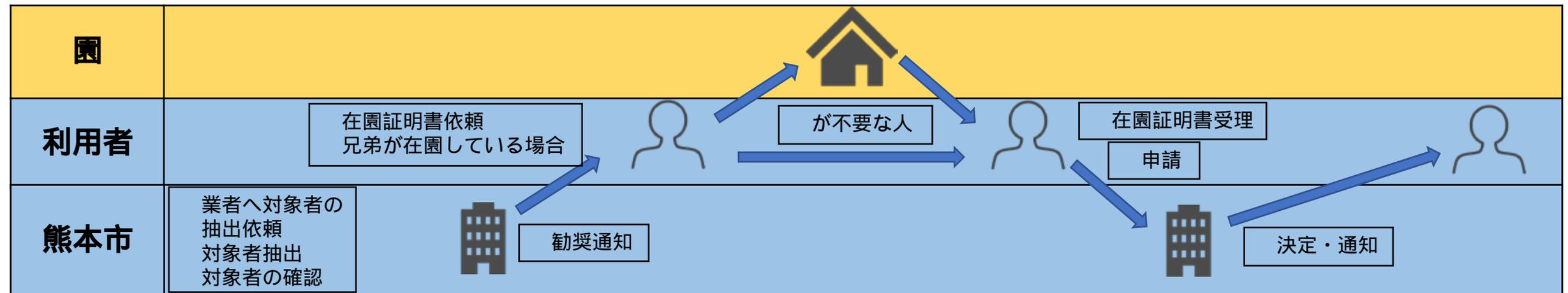
手続きの流れ

所得区分に応じた負担上限月額額の認定



01

多子軽減の認定



請求事務の流れ

毎月1日～10日（市町村）

国保連に受給者及び事業所の台帳情報を送付。登録情報にエラーがある場合国保連側にデータの取り込みがされないため、この期間にエラーを解消する作業を行う。

毎月1日～10日（事業所）

前月のサービス提供分の請求情報を国保連に送付。

毎月10日～20日（国保連）

市町村から送付される受給者及び事業所の台帳情報と、事業所の請求情報を突合し、市町村にの突合結果（エラー情報）を送付。 **請求一次審査**

毎月10日～20日（市町村）

国保連からのエラー情報を確認し、市町村の受給者や事業所の登録情報に誤りがある場合には、エラー解消のための作業を行う。

毎月20日前後～1週間程度（市町村）

国保連の請求一次審査でエラーにはなっていないが、警告となっている請求情報の審査を市町村で行い、誤りがあるものは返戻とする。 **請求二次審査**

翌月の15日前後

給付費が事業所に支払われる。

支障例

保護者からの苦情

多子軽減に該当する可能性のある世帯に勧奨通知を送付するが、その際、「なぜうちは無償化の対象なのに、申請しないといけないのか。」という問い合わせがあり、対応に苦慮している。

負担上限額の認定作業

「所得区分に応じた負担上限月額」の認定は、税情報を基に判定を行うが、未申告の方には申告を促したり、他市町村に課税情報がある場合は情報提供ネットワークを利用して情報照会を行う必要があり、事務負担と時間を要している。

多子軽減の認定作業

「多子軽減」の認定にあたり、対象となりうる世帯をシステムにて抽出する作業を行い、対象候補者の中から対象者の絞り込み作業を行ったうえで、勧奨通知を送付している。また、対象施設への在籍を確認する必要があるため、障害児通所支援事業所利用児童は支給決定情報により確認可能であるが、他の施設利用者については在園証明書の提出を求めており、申請者の負担となっている。

事業所の請求ミス

事業所が給付費を請求する際、利用明細に各利用者の「負担上限月額」を入力する必要がある。無償化対象児の請求を行う場合、利用者負担額が0円となるが「負担上限月額」は認定されている金額を入力する必要があり、これを誤って入力することで国保連エラーとなるケースが毎月発生している。

簡素化した場合の効果や関係者への影響

【保護者】

「多子軽減」の認定にあたって、在園証明等を取得・提出する必要がなくなる。また、「所得区分に応じた負担上限月額」認定のために税申告をする必要もなくなる。特にデメリットは生じない。

【障害児通所支援事業者】

「所得区分に応じた負担上限月額」の認定や「多子軽減」の認定の有無にかかわらず、無償化対象児童として一律0円で請求するため請求ミスを防ぐことができる。デメリットは特に生じない。

【国保連】

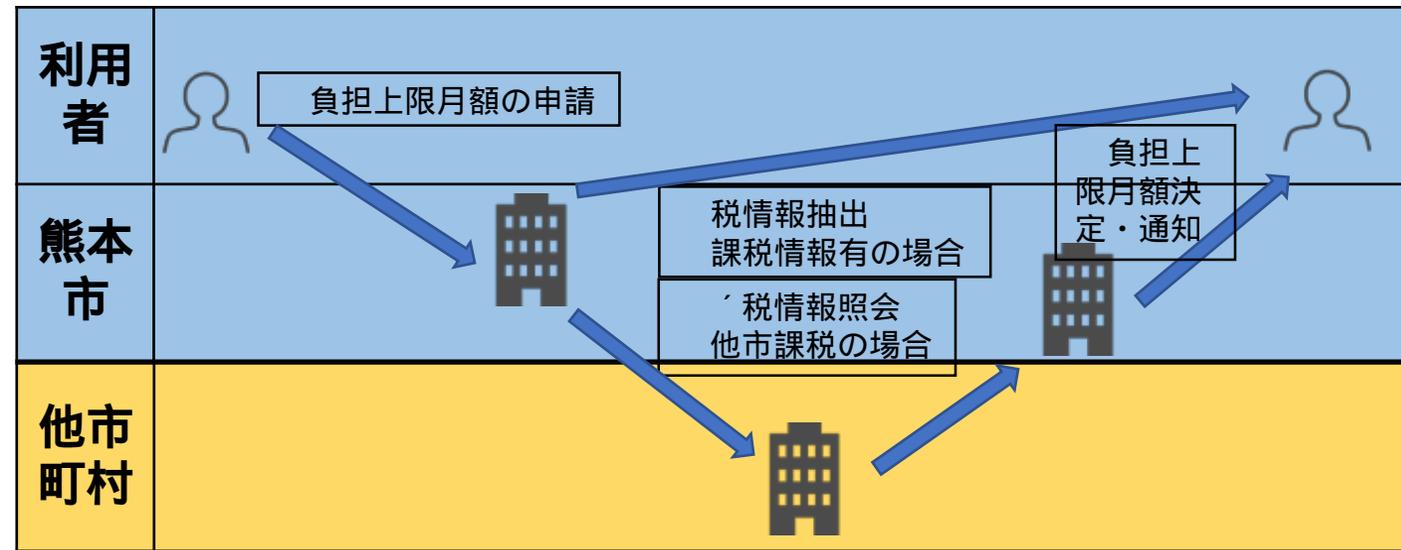
受給者台帳の登録情報に不整合がなければ問題ないため、負担上限月額認定時に負担上限月額と所得区分が不整合にならないように自治体が登録を行うことで影響は出ない。

【自治体】

無償化対象児の認定手続きを省略することで事務負担の軽減が図られる。また、手続きの時期が、児童発達支援から放課後等デイサービスへの切替が集中する3～4月にあたるため、支給決定事務に要する時間短縮も見込まれる。なお、国保連の影響と同様に、負担上限月額を0円で認定する際に所得区分との整合が取れないケースが発生するため、国保連の審査においてエラーとならないために、「所得区分」において「その他」を選択する必要がある。

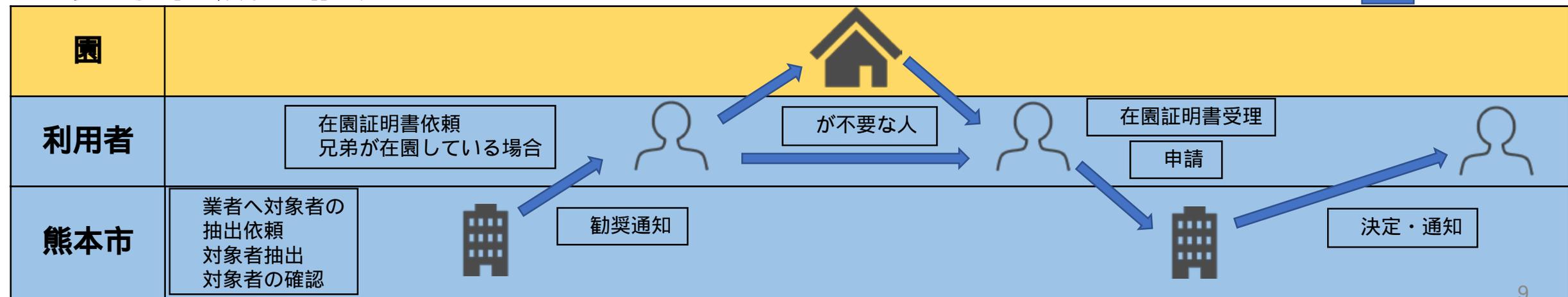
簡素化した場合の手続きの流れ

所得区分に応じた負担上限月額額の認定



不要!

多子軽減の認定



障害者総合支援法に基づく 居住地特例対象施設の拡大を 求める提案

令和2年7月15日（水）
埼玉県



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

現行制度【居住地特例】について

現行制度の概要

【居住地特例とは】

- ◆ 障害福祉サービスは、障害者等が居住する市町村が実施主体となり、費用負担を行う。(居住地原則)
- ◆ このため、障害者が施設に入所することで居住地(住民票)を移した場合、施設が所在する市町村に費用負担や事務が集中してしまう。
- ◆ そこで、居住地原則の例外として、一定の施設の入所者については、入所前に居住していた市町村が実施主体となり、費用負担を行う制度が「居住地特例」である。

居住地特例対象施設

- 障害者総合支援法においては、以下の施設が居住地特例の対象となる。(法第19条第3項等)

(1) 障害者支援施設

(2) 児童福祉施設、病院 など

※ 介護施設等は居住地特例施設に位置付けられていない。

(参考)介護保険制度においては、以下の施設が住所地特例(※)の対象となる。

※介護保険サービスにおいて、一定の施設の入所者につき、入所前に居住していた市町村が実施主体となり、費用負担を行う制度

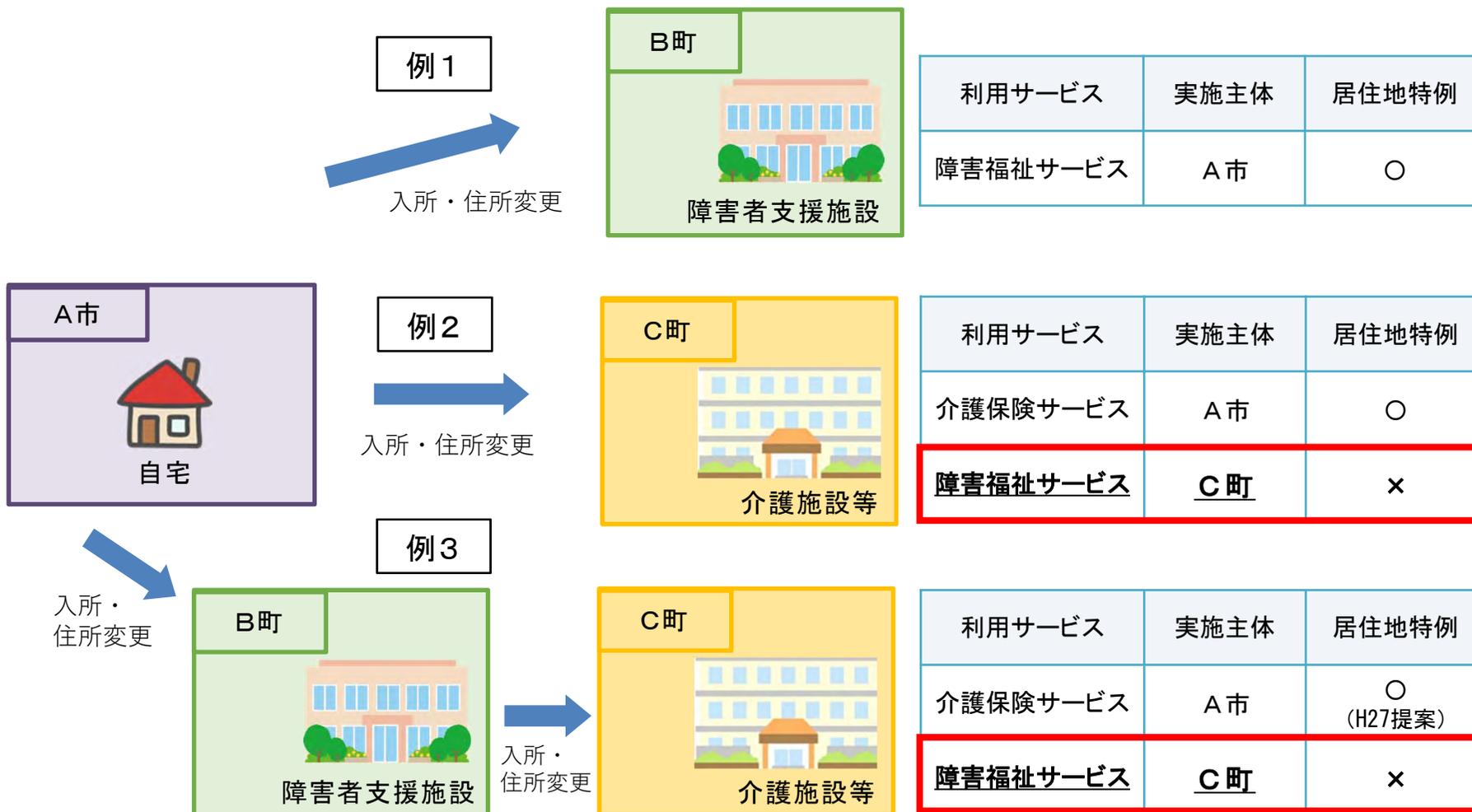
(1) 介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等)

(2) 特定施設(有料老人ホーム、養護老人ホーム等)

(3) 介護保険適用除外施設(障害者支援施設) ➡ 平成27年提案募集で実現 など

現行制度【居住地特例】のイメージ

福祉施設で障害福祉サービスを利用した場合の実施主体



※介護施設等が障害者総合支援法の居住地特例対象施設に位置付けられておらず、介護施設等が所在する市町村が費用負担及び事務を行っており、負担となっている。

障害福祉制度と介護保険制度の適用関係

介護保険優先の原則

- ◆ 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則として、介護保険サービスを優先する。 ※ 一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではない。

【根拠】 障害者総合支援法 第7条（他の法令による給付等との調整）

自立支援給付(障害福祉サービス)は、介護保険法(介護給付)、健康保険法(療養の給付)、その他の法令に基づく給付で、政令で定めるもののうち自立支援給付に相当するものを利用することができるときは政令で定める限度において、当該政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。

- ◆ 介護施設等の入所・入居者についても、基本的には介護保険サービスの利用が優先される。
- ◆ しかし、以下の事例に該当する場合などは、障害福祉サービスを併用・優先することがある。

障害福祉サービスを併用・優先する例

- 介護保険サービスに障害福祉サービスを上乗せする場合(上乗せ)…①
- 障害福祉固有のサービスを利用する場合(横出し)…②
- 「みなし2号対象者」が障害者福祉サービスを利用する場合(障害福祉優先)…③

① 障害福祉サービスの上乗せ

概要

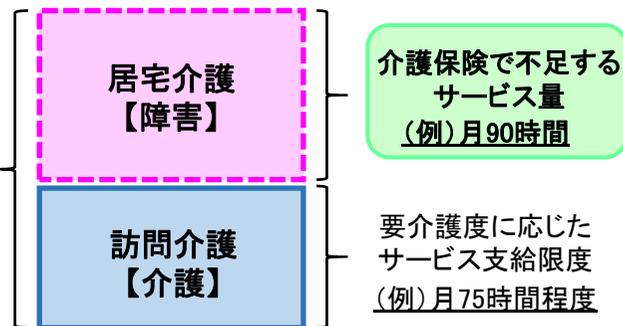
◆ 在宅の障害者で、介護保険のみでは必要なサービスを確保することができない場合は、介護保険サービスに加え、障害福祉サービスを上乗せすることができる。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(厚労省通知)」より

● 障害福祉サービス上乗せの例

名称	内容
訪問介護 【介護保険サービス】	自宅で入浴・食事等の身体介護や掃除・洗濯等の家事を行う生活援助
居宅介護 【障害福祉サービス】	自宅で入浴・食事等の介助、掃除・洗濯等を実施

市町村が必要と認めるサービス量
(例)月165時間程度



● 本県における実例

50代、脳血管疾患により要介護状態、身体障害手帳1級を所持、障害支援区分6



入所・住所変更



利用サービス	実施主体	居住地特例
介護保険サービス	東京都A区	○
障害福祉サービス (居宅介護)	埼玉県B市	×

② 障害福祉固有のサービスを利用（横出し）

概要

- ◆ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるものについては、障害福祉サービスを支給する。
- ◆ 障害福祉サービス固有の例として、同行援護や自立訓練、就労継続支援、また、補装具費の支給等が該当する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について(厚労省通知)」より

●障害福祉固有のサービスを支給する例 補装具費の支給



車イス(オーダーメイド)の購入

※医師や更生相談所等により、障害者の身体状況に個別に対応する必要があると認められた場合



補聴器の購入

※聴覚に障害があり、補聴器の装用により、聴能の改善が見込まれると認められた場合

●本県における事例

50代、ALS(筋萎縮性側索硬化症)、意思疎通困難のため、補装具費として「重度意思伝達装置」を支給



入所・住所変更



利用サービス	実施主体	居住地特例
介護保険サービス	埼玉県A区	○
障害福祉サービス (補装具費)	埼玉県B市	×

③ 「みなし2号対象者」による障害福祉サービスの利用

概要

- ◆ 「みなし2号対象者」は、以下の要件を満たす生活保護受給者のことを指す。
 - ① 40歳以上65歳未満 ② 特定疾病により要支援・要介護状態 ③ 社保など医療保険未加入
- ◆ 介護保険の被保険者ではないため、生活保護制度で介護保険サービス費を全額負担する。
- ◆ 生活保護制度における「他法優先の原則」に基づき、障害福祉サービスが利用できる場合は、生活保護制度の負担がない障害福祉サービスの利用を優先する。

●要支援・要介護状態の生活保護受給者の年齢による違い

	介護保険の適用	生活保護と介護保険の負担割合	障害福祉制度との適用関係
みなし2号(40～64歳)	介護保険被保険者とならない	生活保護 10割	障害福祉サービスを優先 (障害福祉制度で全額負担)
65歳以上	介護保険被保険者となる	生活保護1割、介護保険9割	介護保険サービスを優先

●本県における実例

61歳、生活保護を受給中。脳梗塞による左半身不随により身体障害手帳2級を所持



入所・住所変更
→



利用サービス	実施主体	居住地特例
障害福祉サービス (居宅介護)	埼玉県B市	×

支障の解決方法の提案及び制度改正による効果

支障事例の解決の提案

障害者総合支援法に基づく居住地特例施設に「介護施設等」を位置付けること。

具体的には、介護施設等への入所後も、入所前に居住地のあった市町村が障害福祉サービスに係る事務及び費用負担を行い、介護施設等所在地及び申請者の負担を軽減すること。

●制度改正後のイメージ



制度改正による効果

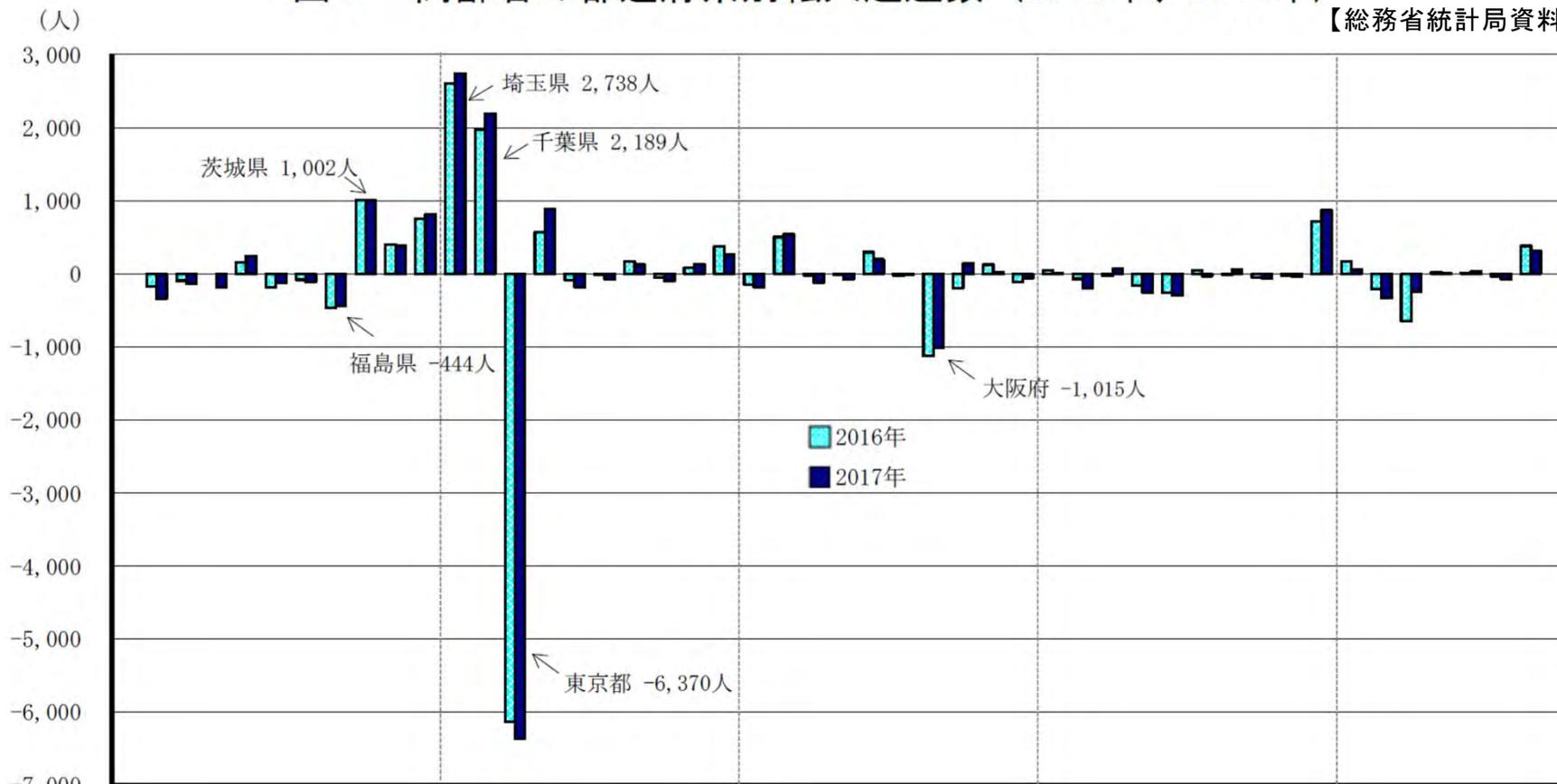
- 介護施設等所在市町村への事務・費用負担の集中が是正される。
- 介護保険サービスと障害福祉サービスに関する手続きを同一市町村で行うことが可能となり、住民生活の利便性の向上に資する。

(参考) 高齢者の都道府県転入超過数の比較

- 高齢者の転入超過数は、全国で埼玉県が最も多い。

図2 高齢者の都道府県別転入超過数 (2016年、2017年)

【総務省統計局資料】



北青岩宮秋山福茨栃群埼千東神新富石福山長岐静愛三滋京大兵奈和鳥島岡広山徳香愛高福佐長熊大宮鹿沖
 海森手城田形島城木馬玉葉京奈川瀬山川井梨野阜岡知重賀都阪庫良歌取根山島口島川媛知岡賀崎本分崎児縄
 道県県県県県県県県県県都県県県県県県県県県県府府県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県県



重点番号38: 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設使用制限に関する
見直し(兵庫県)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく 施設使用制限に関する見直し

令和2年7月14日
兵 庫 県